

前 金	部 分 払
有	—

令 和 6 年 度

水 工 第 1 - 2 号

芸濃町北神山ほか2町地内配水管及び水管橋詳細設計業務委託設計書

委 託 仕 様 は 特 記 以 外 は 三 重 県 業 務 委 託 共 通 仕 様 書
及 び 監 督 員 の 指 示 に よ る 。

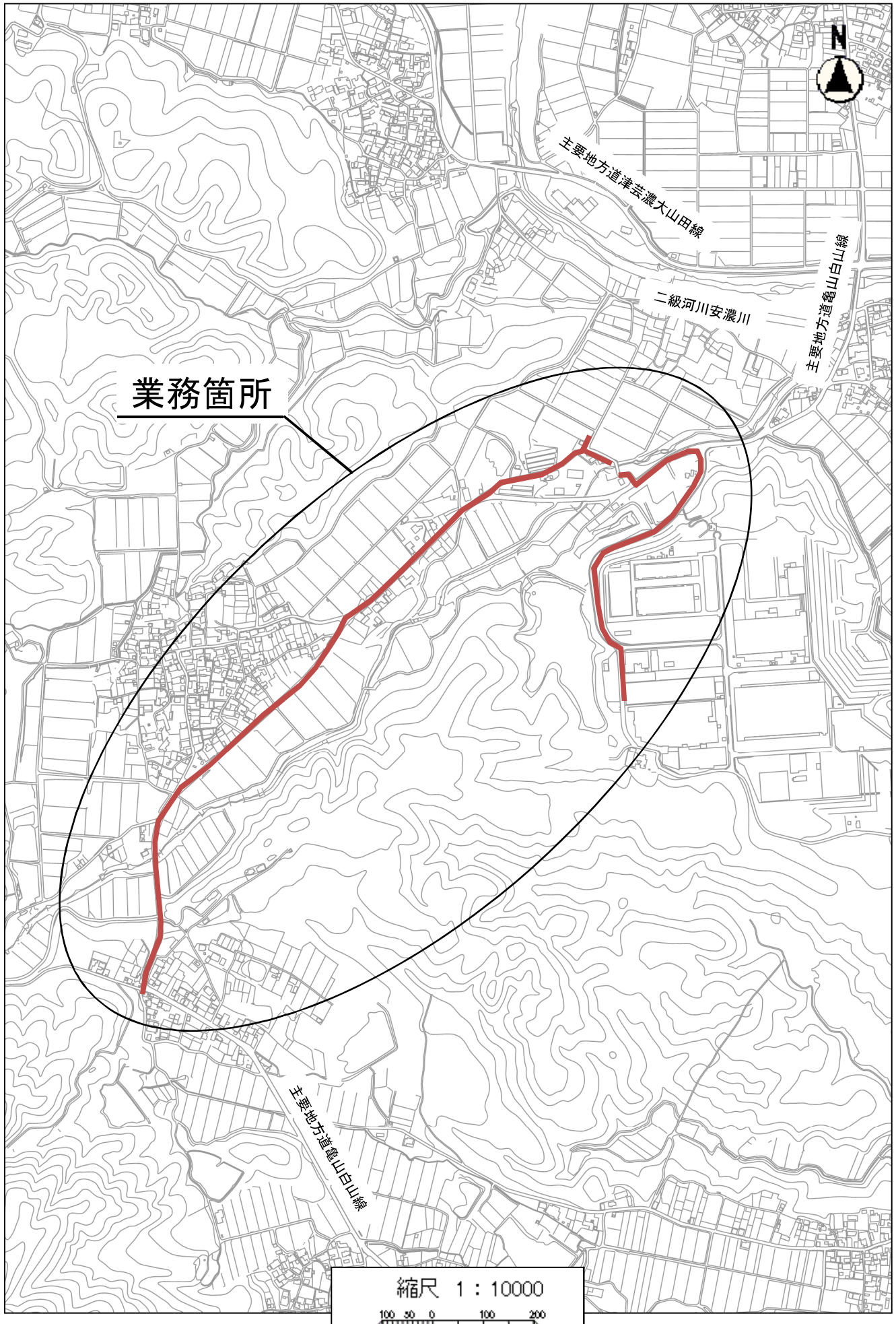
津市上下水道事業局

水 道 工 務 課

令和6年度	水工 第1-2号	業 務 委 託 設 計 書	
委託場所	津市 芸濃町北神山ほか2町 地内	次 長	
		課 長	
委 託 名	芸濃町北神山ほか2町地内配水管及び 水管橋詳細設計業務委託	検 算 者	
		調整担当主幹	
設 計 額	(うち消費税等相当額 ￥)	担当主幹	
		担当副主幹	
履行期限	令和 7年 2月25日限り	主 査	
		設 計 者	
支出科目	款	資本的支出	
	項	建設改良費	
	目	建設改良費	
業 務 委 託 の 大 要			
1 配水管詳細設計 小口径・開削工法 1 業務 2 水管橋詳細設計 パイプビーム形式・重力式橋台・既製杭 1 業務			

位置図

令和6年度水工第1-2号
芸濃町北神山ほか2町地内
配水管及び水管橋詳細設計業務委託



業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	業務名	令和6年度水工第1～2号芸濃町北神山ほか2町地内配水管及び水管橋詳細設計業務委託	単位	規格	当初		業種項目	地質調査業務（一般調査）	
					前回数量	今回数量		数量増減	摘要
一般調査									
直接調査費			式			1			
			式			1			
	機械ボーリング		式			1			
	土質ボーリング（ノンコアボーリング）		m	地質粘性土・シルト；せん孔深度50m以下 [1.00]；せん孔方向鉛直下方 [1.00]；孔径φ66mm		5			
	土質ボーリング（ノンコアボーリング）		m	地質砂・砂質土；せん孔深度50m以下 [1.00]；せん孔方向鉛直下方 [1.00]；孔径φ66mm		7			
	土質ボーリング（ノンコアボーリング）		m	地質礫混じり土砂；せん孔深度50m以下 [1.00]；せん孔方向鉛直下方 [1.00]；孔径φ66mm		7			
	岩盤ボーリング（オールコアボーリング）		m	地質軟岩；せん孔深度50m以下 [1.00]；せん孔方向鉛直下方 [1.00]；孔径φ66mm		5			
サウンディング及び原位置試験			式			1			

業務数量総括表

		令和6年度水工第1－2号芸濃町北神山ほか2町地内配水管及び水管橋詳細設計業務委託			当初		業 種		地質調査業務（一般調査）		
		業務名						項 目		一般調査	
項目・工種・種別・細別				規格		単位		前回数量		今回数量	
標準貫入試験				地質粘性土・シルト		回				4	
標準貫入試験				地質砂・砂質土		回				8	
標準貫入試験				地質礫混じり土砂		回				6	
標準貫入試験				地質軟岩		回				6	
総合解析						式				1	
解析等調査				資料整理とりまとめ		業務				1	
解析等調査				断面図等の作成		業務				1	
間接調査費						式				1	

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	業務名	令和6年度水工第1－2号芸濃町北神山ほか2町地内 配水管及び水管橋詳細設計業務委託	単位	当初		業 種 項 目	地質調査業務（一般調査）	
				前回数量	今回数量		数量増減	摘要
運搬費			式		1			
トラック運転			日		2			
準備費			式		1			
準備及び跡片付け			業務		1			
調査孔閉塞			箇所		2			
仮設費			式		1			
足場仮設			箇所		2			
安全費			式		1			

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	業務名	令和6年度水工第1－2号芸濃町北神山ほか2町地内 配水管及び水管橋詳細設計業務委託	単位	当初		業 種 項 目	地質調査業務（一般調査）	
				前回数量	今回数量		数量増減	摘要
安全費			式		1			
環境保全（仮囲い）			箇所		2			
施工管理費			式		1			
施工管理費			式		1			
純調査費			式		1			
間接費			式		1			
諸経費			式		1			
一般調査業務価格			式		1			

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	業務名	令和6年度水工第1－2号芸濃町北神山ほか2町地内 配水管及び水管橋詳細設計業務委託	単位	当初		今回数量	業 種 項 目	消費税相当額	摘要
				前回数量	今回数量			消費税相当額	
消費税相当額			式		1			数量増減	
業務費計			式		1				

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	業務名	令和6年度水工第1－2号芸濃町北神山ほか2町地内 配水管及び水管橋詳細設計業務委託	単位	当初		業 種 項 目	地質調査業務（解析等調査）	
				前回数量	今回数量		数量増減	摘要
解析等調査			式		1			
直接業務費			式		1			
解析等調査			式		1			
解析等調査			式		1			
直接原価			式		1			
その他原価			式		1			
業務原価			式		1			
一般管理費等			式		1			

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	業務名	令和6年度水工第1－2号芸濃町北神山ほか2町地内配水管及び水管橋詳細設計業務委託	単位	当初		今回数量	業 種 項 目	解析等調査業務	摘要
				前回数量	今回数量			数量増減	
解析等調査業務価格			式		1				
消費税相当額			式		1				
業務費計			式		1				

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	業務名	令和6年度水工第1ー2号芸濃町北神山ほか2町地内 配水管及び水管橋詳細設計業務委託	単位	当初		業 種	水道工事設計業務	
				前回数量	今回数量		項 目	摘要
水道工事設計業務							数量増減	
配水管設計			式		1			
			式		1			
			式		1			
詳細設計								
小口径(呼び径350mm以下)		開削工法	式		1			
水管橋設計			式		1			
詳細設計			式		1			
水管橋上部工		パイプベーム形式	橋		1			
下部基礎工		重力式橋台・既製杭	式		1			

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	業務名	令和6年度水工第1－2号芸濃町北神山ほか2町地内 配水管及び水管橋詳細設計業務委託	単位	当初		業 種	水道工事設計業務	
				前回数量	今回数量		項 目	摘要
打合せ			式		1		数量増減	
打合せ協議			式		1			
設計協議			業務		1			
直接原価			式		1			
その他原価			式		1			
業務原価			式		1			
一般管理費等			式		1			
設計業務価格			式		1			

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	業務名	令和6年度水工第1－2号芸濃町北神山ほか2町地内 配水管及び水管橋詳細設計業務委託	単位	当初		今回数量	業 種 項 目	消費税相当額	消費税相当額	摘要
				前回数量	今回数量			数量増減		
消費税相当額			式		1					
			式		1					
業務費計										

配水管設計(詳細)位置図



水管橋及び地質調査位置図



調査数量表

種別・規格		調査番号		No.1 L=12m	No.2 L=12m							合計
機械ボーリング φ86mm	粘土・シルト	m										
	砂・砂質土	m										
	礫混じり土砂	m										
	計	m										
機械ボーリング φ66mm	粘土・シルト	m	2.50	2.50								5.00
	砂・砂質土	m	3.50	3.50								7.00
	礫混じり土砂	m	3.50	3.50								7.00
	軟岩	m	2.50	2.50								5.00
標準貫入試験	計	m	12.00	12.00								24.00
	粘土・シルト	回	2	2								4
	砂・砂質土	回	4	4								8
	礫混じり土砂	回	3	3								6
室内試験	固結シルト・固結粘土	回	3	3								6
	計	回	12	12								24
	普通載荷	回										
	ケーシング法	回										
室内試験	土粒子の密度試験	試料										
	土の含水比試験	試料										
	土の粒度試験（粘性土）	試料										
	土の粒度試験（砂質土）	試料										
	土の液性限界試験	試料										
	土の塑性限界試験	試料										
	資料整理とりまとめ	業務			1							1
解析等調査	断面図等の作成	業務			1							1
	トラック運搬	日	1	1								2
間接調査費	準備及び跡片付け	業務			1							1
	調査孔閉塞	箇所	1	1								2
	足場仮設（平坦地50m以下）	箇所	1	1								2
	安全費（その他地域）	式							1			1
	環境保全（仮囲い）	箇所	1	1								2
	施工管理費	式							1			1

設計業務数量内訳

計画口径	延長 (m)	備 考
DIP 300	1,480	減圧弁(レジコンBOX)
DIP 150	900	
計	2,380	

新設詳細設計

条 件		詳細設計	備 考
管 径 補 正		床付け深さ一定 DIP300、150	全項目
延 長 補 正		2,380m	全項目
設 計 条 件	地 域 環 境	住宅数少量	全項目
	道 路 幅 員	標準	
	埋 設 物	あり	
	土 質	土質の検討無し	
工 事 案 件	計画工事案件数	2	全項目
土工事の有無		あり	全項目

設計業務数量内訳

水管橋設計

水管橋上部工

橋 長（ 径 管 ）	2 0 m
橋 長 補 正 係 数	1
基 本 設 計	あり
構 造 物 区 分	基本構造物

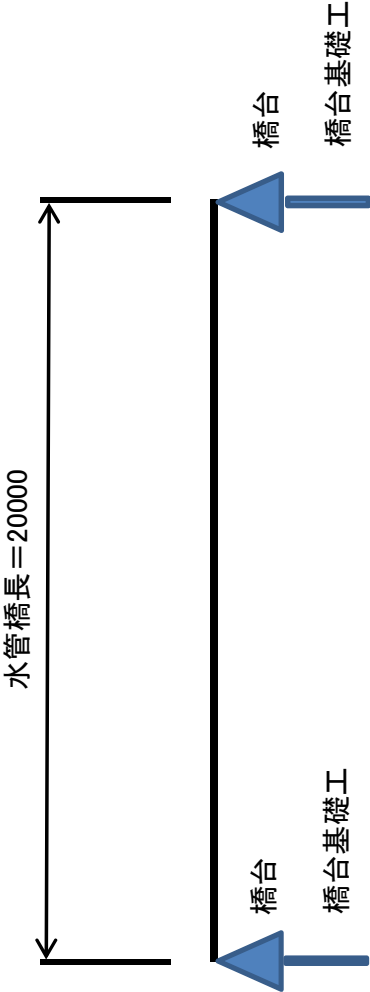
橋台工（重力式橋台）

構造物区分	基本構造物	1
	類似構造物	1

橋台基礎工（既製杭）

構造物区分	基本構造物	1
	類似構造物	1

○新設橋 橋長 L=20. 0m（橋台N=2基、1径間） 管径400mm



業務委託特記仕様書

委 託 名 令和6年度 水工第1－2号 芸濃町北神山ほか2町地内配水管及び水管橋詳細設計業務委託
委 託 場 所 津市芸濃町北神山ほか2町地内

1 業務の目的

本業務は、津市上下水道事業局が実施する水道管新設事業に係る実施設計業務を行うものである。

2 業務の内容

2-1 設計協議

初回打合せ	仕様書の内容確認(内容把握, 設計工程, 方針, 検討事項の内容等), 借用資料等の確認
中間打合せ	業務作業中に発生する諸条件に関する確認 中間打合せ3回
最終打合せ	業務作業完了時における総括説明, 成果品納入, 検収立会い 関係機関との協議資料の作成(河川占用資料)

2-2 上水道管新設工事の実施設計

(1) 設計業務の内容

- ① 現地調査
計画路線の現地状況調査
- ② 図面作成
上水道管の開削工法における新設工事を行うために必要な位置図、平面図、縦断面図、詳細図、構造図及び工事占用申請に必要な図面の作成。
- ③ 数量計算
工事に必要な数量全ての計算で数量計算書を作成。
- ④ 審査

2-3 水管橋詳細設計

(1) 水管橋上部工の設計内容

- ① 設計計算
発注者が提供する基本設計資料に基づき、水管橋上部工の詳細設計を行う。
- ② 設計図
- ③ 数量計算

(2) 下部基礎工の業務内容

橋台工(重力式橋台)及び橋台基礎工(既製杭)

- ① 設計計画
- ② 設計計算(構造計算)
発注者が提供する基本設計資料に基づき、橋台工及び橋台基礎工の詳細設計を行う。
- ③ 設計図
- ④ 数量計算
- ⑤ 照査
- ⑥ 報告書作成(点検取りまとめ)

2-4 地質調査

(1) 調査業務の内容

- ① 機械ボーリング
水管橋施工箇所において2箇所
- ② 標準貫入試験
N=24回

2-5 解析等調査

(1) 調査業務の内容

- ① 既存資料の収集・現地調査
関係文献等の収集と検討、調査地周辺の現地踏査
- ② 資料整理とりまとめ
各種計測結果の評価及び考察。ボーリング柱状図の作成。
- ③ 断面図等の作成
地層及び土性の判定。土質又は地質断面図の作成(着色を含む)。

3 審査

水道管新設事業に係る実施設計図書(実施設計図・数量計算書等)について、総合的に津市上下水道事業局監督員の審査を受けて承諾を得た後に、所定の部数を納品する。

4 納品項目

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1) 報告書(検討書他) | A-4版 2部、電子データ 1部 |
| (2) 報告書(地質調査) | A-4版 2部、電子データ 1部 |
| (2) 実施設計図面 | A-2・A-3版 各1部、電子データ 1部
(A-2版はA-4用図面袋へ折り込みとする) |
| (3) 協議打合せ記録書 | A-4版 2部、電子データ 1部 |
| (4) 関係機関協議用図書 | A-4版 2部、電子データ 1部 |
| (5) 各種資料・原稿・原図 1式 | A-4版 1部、電子データ 1部 |
| (6) 概算工事費見積書(令和6年10月末までに提出) | A-4版 2部、電子データ 1部 |

5 その他

- (1) 本業務の実施に当り、本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は本仕様書に定めない事項は、発注者と受注者の双方協議によるものとする。
- (2) 業務内容、成果品提出部数に著しい変動があった場合には、別途協議し、津市の上下水道事業局監督員の指示に従うものとする。
- (3) 測量調査を新たに行う必要がある場合は別途協議を行い、津市の上下水道事業局監督員の指示に従うものとする。
- (4) 法規による各種の指定等の解除、公共用地占用等のための申請並びに申請書作成及び開発行為諸手続等を新たに行う必要がある場合は別途計上する。

6 前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、津市上下水道事業局が必要と認めたときは、契約金額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

詳細設計業務委託仕様書

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本委託業務(以下「業務」という。)は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するため必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請(占用許可等)に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1.9 提出書類

(1) 受注者は、業務の着手及び完了に当って、**発注者**の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ)着手届 (ロ)工程表 (ハ)管理技術者届 (ニ)照査技術者届 (ホ)職務分担表
(ヘ)完了届 (ト)納品書 (チ)業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 管理技術者及び照査技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- (3) 照査技術者は、業務の全般にわたり技術的照査を行わなければならない。なお、管理技術者と照査技術者との兼務は認めない。
- (4) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査

- (1) 受注者は、業務完了後に**発注者**の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、**発注者**の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

1.14 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については発注者 受注者協議の上、これを定める。

第2章 調 査

2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件(電柱、架空線等)については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地調査

配水管接続用配管等の施工位置付近を確認すると共に、既設埋設管や架空線等の現地状況を十分に把握しなければならない。

2.3 地下埋設物調査

設計対象区域について、橋梁、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2.4 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

第3章 設 計 一 般

3.1 打合わせ

- (1) 業務の実施に当って、受注者は監督員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合わせの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 設計基準等

設計に当っては、発注者の指示する図書及び本仕様書第6章参考図書、準拠・準用図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

3.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、監督員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書の確認

受注者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

3.8 その他

- (1) 業務期間中において発注者の都合により成果品の提出を求めることがあるため、受託者は常に成果図書の整理に努めること。

- (2) 本業務を進めるに当たって、重要と思われる基本事項について監督職員と十分に協議し、手戻りがないよう業務を進めること。
- (3) 単なる作業ではなく、受託者自身が蓄積している技術能力を十分に活用して、委託業務を完成させること。また、既存資料を十分に把握し、本業務に反映させること。

第4章 設計細則(詳細設計)

4.1 設計計画

送配水管設計

送配水管設計については、道路や河川等関連機関と協議し、道路橋近接部や既設管接続部等に対する施工時の制約条件を確認すると共に、この施工位置及び布設ルート等を設定する。

この送配管設計については、既設管接続部(伸縮可撓管の必要性)及び各工法の比較検討を行う。

施設設計

施設設計については、地形及び地盤条件および、施工条件を確認すると共に、近隣住民に配慮した設計を行う。

その他

上記設計については、「津市水道事業 第2次変更認可」に基づいて、必要となる施設・設備の設計を行う。

4.2 設計条件

荷重条件等設計施工上の基本的条件を確認し、各工種の本設計用に整理する。

4.3 細部条件

詳細条件に必要な細部条件について技術的に検討し、適応条件との整合を図る。

4.4 各種計算

設計計画の検討結果に基づき、応力計算及び各種計算を行って、各部材の仕様や形状寸法等を設定する。

4.5 図面作成

設計計画、各種計算に基づき、配管工設計(一般部配水管布設工等)及び関連機関協議資料作成(道路等)及びその他関連図面等の詳細設計図を作成する。

4.6 数量計算

設計計画、各種計算及び詳細設計図に基づき、配水管設計等の各工種毎に数量算出要領に準じて数量を作成する。

4.7 実施設計書他作成

設計計画、各種計算、詳細設計図及び数量計算に基づき、配水管設計等の工事費積算書及び、特記仕様書を作成する。

4.8 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物条件、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第5章 照 査

5.1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

5.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 設計条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画(設計方針及び設計手法)の妥当性について
- (4) 計算書(構造計算書、容量計算書、数量計算書等をいう。)について
- (5) 計算書・積算書と設計図等の整合性について
- (6) 計算書・積算書の精査等について

第6章 参考図書

6.1 準拠・準用図書

本業務は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、建築基準法、電気事業法、消防法等の法令・規格に準拠することは勿論であるが、その他次の図書に準拠・準用するものとする。

- (1) 解説・河川管理施設等構造令 日本河川協会
- (2) 解説・工作物設置許可基準 国土開発技術研究センター
- (3) 水道施設設計指針・解析 日本水道協会
- (4) 水道施設耐震工法指針・解説 日本水道協会
- (5) 水道維持管理指針 日本水道協会
- (6) 道路橋示方書・同解説 V耐震設計編 日本道路協会
- (7) コンクリート標準示方書 設計編 土木学会
- (8) 杭基礎設計便覧 日本道路協会
- (9) 水管橋設計基準WSP007-99 日本水道鋼管協会
- (10) 水管橋設計基準(耐震設計編)WSP064-2007 日本水道鋼管協会
- (11) 道路橋示方書・同解説 IV下部構造編 日本道路協会
- (12) 浄水技術ガイドライン 水道技術研究センター
- (13) 水道維持管理指針 日本水道協会
- (14) 水理公式集 土木学会
- (15) 建築工事共通仕様書及び標準図 公共建築協会
- (16) 機械設備工事共通仕様書及び標準図 公共建築協会
- (17) 電気設備工事共通仕様書及び標準図 公共建築協会
- (18) 日本工業規格 工業技術院
- (19) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 公共建築協会
- (20) 水道事業ガイドライン 日本水道協会
- (21) 水道施設機能診断の手引き 水道技術研究センター
- (22) 水道施設更新指針 日本水道協会
- (23) 修景設計関連図書
- (24) その他関連法令(厚生労働省指導通達等)・条例及び規格等
「今後の水道の質的向上のための方策について」ー平成2年11月
「21世紀に向けた水道整備の長期目標(ふれっしゅ水道)」ー平成3年6月

特記仕様書（地質・土質調査条件一覧表）

No.1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用図書	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 地質・土質調査業務共通仕様書（三重県）【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和5年11月） ☐ その他（ ）
イ 業務計画等	☒ 契約締結後 14 日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他（ ）
ウ 成果の提出	☐ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和4年7月改訂】によるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☐ 3部 ☒ （2）部）とする。 ☐ コアの提出（ ☐ 要 ☐ 否 ☐ 契約後指示 ） ☐ 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） ☒ 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 ☐ 地盤情報データベースの登録の必要あり。 （検定及び登録機関：一般財団法人国土土地盤情報センター（ https://ngic.or.jp/ ）） 検定料金は、（ ☐ A検定 ☐ B検定 ）により費用を計上。 ※受注後、これにより難しい場合は設計変更の対象とする。 ☐ その他（ ）
エ 工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名 ） ☐ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☐ その他（ ）
オ 打合せ等	☐ 本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。 ☒ 業務着手時 ☒ 中間打合せ（ 3 ）回 ☒ 成果品納入時 ☒ 関係機関協議資料作成（ 1 ）機関 ☒ 関係機関打合せ協議（ 1 ）機関
カ 資料の貸与	☒ 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。 （本業務に係る基本設計資料 ） ☐ 貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。
キ 業務条件	☐ 業務条件は下記のとおりとする。 ☒ 設計変更を行う際には、津市設計業務委託等変更ガイドライン（令和6年6月）を参考とする。（津市HP「調達契約課からのお知らせ(工事・コンサル)」を参照） ☒ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。 ☒ 設計業務等の業務環境改善に向けた取組み（ウィークリー・スタンス）の対象業務とする。（津市HP「津市設計業務等変更ガイドライン」を参照）
ク その他	☒ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 ☐ 支援技術者 1. 本業務は現場における現場技術業務を〔例示ー（公財）三重県建設技術センター〕に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。 また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、設計業務等委託契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾又は回答、協議等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本業務を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者： ☐ その他

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和6年 6月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.1

明示項目		明示事項（条件及び内容）
ア	適用図書	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 設計業務等共通仕様書（三重県）【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和6年4月） ☒ 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【令和2年8月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和5年11月） ☐ その他（ ）
イ	業務計画等	☒ 契約締結後 14 日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他（ ）
ウ	成果の提出	☐ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和5年7月改訂】によるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☐ 3部 ☒ （2）部）とする。 ☐ 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） ☒ 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 ☐ その他（ ）
エ	工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名： ） ☐ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☐ その他（ ）
オ	管理技術者の要件	管理技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。 ☒ 技術士 （ ☒ 上下水道 部門 上水道及び工業用水道 科目、 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない） ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C Mの資格保持者 （ ☒ 上水道及び工業用水道 部門、 ☐ 部門を問わない） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者
	管理技術者のその他要件	☒ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 ☐ その他（ ）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和6年 6月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.2

明示項目		明示事項（条件及び内容）	
カ	照査技術者	☒	概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。
		☐	次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 ()
	照査技術者の要件	照査技術者は、(☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者) とする。	
		☒	技術士 (☒ 上下水道 部門 上水道及び工業水道 科目、 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない)
		☒	上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者）
		☒	R C C Mの資格保持者 (☒ 上水道及び工業水道 部門、 ☐ 部門を問わない)
		☐	受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者
		☐	その他 ()
	照査の実施	☐	照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。
		☐	詳細設計照査要領（国土交通省大臣官房技術調査課監修（令和4年3月版））
		☐	その他 ()
キ	打合せ等	☒	本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。
		☒	業務着手時
		☒	中間打合せ (3) 回
		☒	成果品納入時
		☒	関係機関打合せ協議 (1) 機関
		☒	業務着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。
		☒	中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。
		☒	照査技術者については (☒ 業務着手時 ☐ 中間打合せ ☐ 成果物納入時 (成果物案の打合せ時を含む)) の打合せに出席するものとする。
ク	資料の貸与	☒	発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 (本業務に係る基本設計資料)
		☐	貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和6年 6月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.3

明示項目		明示事項（条件及び内容）
ケ	業務条件	☐ 業務条件は下記のとおりとする。 ☒ 設計変更を行う際には、津市設計業務委託等変更ガイドライン（令和6年6月）を参考とする。（津市HP「調達契約課からのお知らせ(工事・コンサル)」を参照） ☒ 設計業務等の業務環境改善に向けた取組み（ウィークリー・スタンス）の対象業務とする。（津市HP「津市設計業務等変更ガイドライン」を参照） ☒ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。
コ	その他	☒ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 ☒ 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。 ☐ その他

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和6年 6月

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の運用について (1) 受注者は、運用対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及び個人事業主名簿を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (7) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

令和6年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	1, 0 4 7 円
---------	------------

ただし、契約期間中に三重県の最低賃金額が労働報酬下限額を超えた場合は、三重県の最低賃金を労働報酬下限額とする。